

第2回羽生市まちづくり自治基本条例委員会議事録

H26.10.31 201 会議室

出席者 (敬称略)	委員 浜本、増田、荒木、趙、入江、蜂須、齋藤(淳)、田沼、三枝 (欠席 齊藤(隆)) 事務局 小菅、佐藤、荒木
委員長	<p>1 開会 (午後1時30分)</p> <p>2 委員長 あいさつ</p> <p>3 議 事 条例見直し案の具体的検討 (事前収集した案の整理)</p>
佐藤	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">次第3 議事</div> <p>それでは、早速ではありますが次第に基づきまして進めさせていただきます。 本日の議題は、条例見直し案の個別具体的検討とされています。</p> <p>各委員には事前に「見直し案一覧」が配布されているかと存じますが、こちらに掲載された全22の見直し案について、採用の可否を個別に審議して参ります。</p> <p>また、見直しを始めるに当たりまして委員のみなさまに1つお願いがございます。 今回見直しにあたる自治基本条例は羽生市の憲法であり、当然ながら改正には大変慎重を期すべきものと考えられております。見直しに関する意見が、改正すべき相当の説得力を十分有しない限りは、改正は容易ではございませんので、活発かつ慎重なご発言をいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>それでは、整理番号<u>1</u>の案 について事務局の説明を求めます。</p> <p>改めましてこんにちは。事務局 総務課の佐藤でございます。</p> <p>この度は委員のみなさまから、条例見直しのためのたくさん御意見をちょうだいいたしまして、誠にありがとうございました。</p> <p>具体的に申し上げますと全部で22件の見直し案があり、特徴を3つに挙げさせていただくとすれば、やはり①高齢化社会への対応②子どもの安全安心を守ること。そして震災の経験から③自助力・共助力の意識付けとなろうかなと思います。</p> <p>本日は、これら22件について1つずつ検証させていただくため、事務局から提案に対する背景、たとえば、予算的な問題もありますし、他の法令の兼ね合い等、 これら審議のポイントを説明させていただいた上で採用の可否を御審議いただきたいと存じます。</p> <p>先ほど委員長からもありましたが、今回の見直しは、いわば憲法の改正にあたるわけです。ですから見直しには、それ相応の理由付け、強い説得力が必要であり、実際の改正は慎重におこなわなければならないことは、みなさま御承知のとおりです。</p> <p>すなわち、本条例は「理念」を掲げた条例ですから、毎回の見直しごとに規定内容や理念が変わってしまうような安易な改正は混乱を招くこととなり、注意が必要です。</p> <p>また、理念条例ゆえに、具体的な対象に対し、具体的な責務を課したりするような規定につきましては、別の個別法や個別条例に委任されるべきであり、今回の改正とは切り離して見直しをするべきものと考えられます。</p> <p>本日は、ちょうだいした見直し案を1つずつ検証させていただくため、議事が長時間になるかとは思いますが、羽生市の憲法見直しにあたり活発な御意見をちょうだいいた</p>

第2回羽生市まちづくり自治基本条例委員会会議事録

H26.10.31 201 会議室

	<p>きたいと考えております。</p> <p>およそ5年前、24人の策定メンバーが作った本条例の趣旨を尊重しつつ、第2次自治基本条例の再出発に向けて御協力のほどよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、大変おそれいりますが、着座にて説明させていただきます。</p> <p>まず1点目の御提案。表紙を改正するとのことでございます。</p> <p>羽生市の憲法と位置付けるならば、表紙は重みのあるものにした方が良いのでは。</p> <p>「羽生市まちづくり・・・条例」を行書体又は毛筆体にする。</p> <p>中央のキャラクターのイラストは、カットし、当市の代表的建造物（市庁舎含む）や人物像にする。との御提案でございました。</p> <p>この件に関しましては、まず、リーフレットを作成するのであれば、この提案を採用することは可能かと存じます。</p> <p>このリーフレットは平成22年3月広報と併せて全戸配布したものです。</p> <p>実際のところ、このリーフレットはいまだ2,500部残数があり、1部およそ25円事務局としては見直しの結果は市広報とホームページに掲載することで周知を図り、希望される方に対する窓口での配布は、残数の有効活用のためページの間に改正内容の紙を挟んで交付する対応を予定しておりました。本案については、まずリーフレットを再版するのか否か。その点について御検討いただきたいと存じます。</p> <p>以上が事務局からの審議のポイントでございます。</p>
委員長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、各委員には、本案の採用についてお気づきの点、ご指摘の点等がございましたら、ご意見をいただきたいと思えます。</p>
荒木委員 佐藤	<p>改正したら何かしら周知をするわけですよね。</p> <p>事務局としては、窓口での改正案周知については、5年前のリーフレットに改正案を挟む方法で考えておりました。</p>
蜂須委員	<p>市全体には、ホームページや市広報を使用する予定でした。</p> <p>どこまで見直し案が出るかはわかりませんが、項目が多岐にわたるならば、事務局が行ったような、紙を挟むやり方はなさけない。新しいものを作った方がいい。自治基本条例なのにゆるキャラはどうか。子どもが受け取るならともなく、作り直すぐらいの気持ちでやってほしい。</p>
小菅課長	<p>5年前の委員さんが長時間にわたり審議していただき、やっとな憲法ができたわけです。</p> <p>国会の憲法を改正することもなかなか先に進んでおりません。それは、1つの条を改正すると大きく影響が出てきてしまうからです。</p> <p>同じく羽生市の憲法が、見直しごとにブレていくことは問題かと思えます。</p> <p>これから22項目審議いただくわけですが、この見直し案がすべて反映するということではありませんので、あらかじめご了承ください。</p> <p>見直し案の数がどれほどかはわかりませんが、残数を有効利用の方法で考えていきたい。</p>
委員長	<p>これ印刷費が20円？</p>
佐藤	<p>25円です。</p>
委員長	<p>そうすると残数が2500だと相当の額が無駄になっちゃいますよね。</p>

第2回羽生市まちづくり自治基本条例委員会議事録

H26.10.31 201 会議室

趙委員	<p>私は、ゆるキャラは羽生市が力を入れていることなので、表紙でもいいかなと思います。確かに重みがあることも大事だが、ここで話し合いを進めるためには、具体例があって、どっちがいいかと審議する方がいいと思う。</p> <p>子ども受けがいいのは結構なことで、子どもがよければ親御さんも持って帰るかもしれないので、そういったメリットも考えるべき。</p>
委員長 副市長	<p>見直し案にA案、B案、C案とあれば検討しやすい。</p> <p>お話を伺っていますと、この案件は最初に協議するのではなくて、最後にどれくらい改正があるかで判断した方がいいのではないかと。</p> <p>1条くらいであれば事務局案で、多岐にわたれば蜂須さんの意見もいいと思います。</p>
増田委員 委員長	<p>このリーフレットってみなさん自宅にあります？</p> <p>あります。</p>
増田委員	<p>でも市内99%の人が持ってないと思いますよ。</p> <p>これって誰のために作ったのか。これって自己満足ですよ。</p> <p>重みを作るってことより、保存するような形にしないとだめですよ。</p>
小菅課長	<p>これを発行する前に概要を市広報でお知らせしております。自治基本条例は走りだしております。見直しに着目して議論してほしいと思います。</p>
委員長	<p>こういうのは、版代が高いのはわかっています。</p> <p>どうでしょう。この案については、このあとの見直し状況をみながら、継続して審議することでどうでしょうか。</p>
増田委員	<p>周知に力を入れるのであれば、小6の社会、中3の公民の授業でこのチラシ使ったらどうですか。</p> <p>まああとでまた審議でいいですよ。</p>
委員長 各委員 委員長	<p>それでは、この案は、最後に持ち越すということによろしいですか。</p> <p>はい</p> <p>全委員に賛同していただきましたので、そのように取り扱いさせていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>続いて整理番号2の案について事務局の説明を求めます。</p>
佐藤	<p>第1条 市民の権利及び責務、議会及び市の役割及び責務並びに参画及び協働の仕組みが文章の流れがよくないと御提案について審議のポイントを御説明申し上げます。</p> <p>確かに、議会や市とともに協働を担う市民が「わかりやすい」条例というのは当然必要でございます。一方、憲法しかも第1条「目的」条項を安易に改正することには、事務局として抵抗がございます。わかりづらい意見が多数であれば、改正できないわけではないが、意味合いが変わらないよう最低限の改正とすべき。事務局としては慎重論の位置づけで説明とさせていただきます。</p>
委員長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、各委員には、本案の採用についてお気づきの点、ご指摘の点等がございましたら、ご意見をいただきたいと思います。</p>
蜂須委員	<p>一般の市民の人が見たとき、これは行政用語の羅列が多くて読みませんよ。</p> <p>行政ももう気づくべきだと思います。</p>
委員長	<p>これを見ると、及び及び並びによって・・・もう少しやさしい文章になりませんか。</p>

第2回羽生市まちづくり自治基本条例委員会議事録

H26.10.31 201 会議室

趙委員	<p>ここでただわかりやす文章にしてっというのではよろしくない。 法令や条例は、誰が見ても誤解ないように作るのが趣旨なんですよ。ただ、問題点だけを指摘して具体的見直し案がないっというのはよろしくない。</p>
副市長	<p>法令や条例は、専門の用語を使って誰が見ても同じように作っているんだと思うんです。 このチラシを見ると3ページまでが条例をかみくだいた部分なので、もしわかりやすくするのであれば、この部分を見直した方が良い。 4ページ以降は、きちんと練られた条文なので解釈が変わらないように作られています。</p>
小菅課長	<p>事務局から申し上げますと、この及び並びには例規用語ですので、使い方は間違っておりません。</p>
蜂須委員	<p>行政が作るとこうなっちゃうんですよ。 ですから既存の殻を破って崖から飛び降りるつもりで変える気がないと、見直しても同じ文になっちゃういますよ。</p>
委員長	<p>私は自治会に関わってますが、こんな文章入れたら何だこれはとなりますよ。 その他何かご意見ございますか。 意見もなさそうなので、みなさん、役所の文章の作り方を鑑みると、改正は難しいと思われましたので、従来どおりでよろしいでしょうか。</p>
増田委員 委員長	<p>今の段階は無理かもしれませんが、将来的に見直しでよろしいでしょうか それでは、現時点では難しいが、将来的には変えていく、要はわれわれでいうわかりやすい文章にするっということよろしいですか。</p>
各委員 委員長	<p>はい。 全委員に賛同していただきましたので、そのように取り扱いさせていただきます。よろしく願いいたします。</p>
佐藤	<p>続いて整理番号3の案について事務局の説明を求めます。 はい。それでは、整理番号3 第2章 基本原則についての御提案です。 「原則」を「理念」にした方が、条例の鮮明さやアピールの強さが出る。とのことでございます。事務局から審議のポイントをお伝えする前に、「理念」と「原則」の意味をお伝えしたいと存じます。 理念と原則は同じ意味で使っている場合も当然ありますが、あえて説明するとすれば理念とは「基本的な考え方」を示します。原則とは「基本的考え方を実現するための手段や進め方」を示します。政策と施策の関係と似ていると言ったら良いでしょうか、ある1つの事柄・目標と、その事柄・目標実現のための方法と言えます。 前文で基本理念を謳い、第4条から第11条までで、その手段や進め方について規定している作り込みかを選択したのかなあと感じております。 委員のみなさまには、こうした意味合いをもとに「理念」への改正の必要性について御検討いただければと存じます。</p>
委員長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、各委員には、本案の採用についてお気づき</p>

第2回羽生市まちづくり自治基本条例委員会議事録

H26.10.31 201 会議室

<p>浜本委員 委員長 小菅課長 委員長</p>	<p>の点、ご指摘の点等がございましたら、ご意見をいただきたいと思います。 前文で理念を謳って、第2章で原則を謳っているのは間違いないようですね。 私は事務局の話を伺って、そのままで良いと思いました。 理念を掲げるには、運用のための原則が必要なのかね。 原則は具体的な活動が入ってくる意味合いになるのかなあとと思います。 ただ、原則ってというのは、原則としてはこうだけれども例外もあるよっていう意味合いもありますよね。 これ、改正すると大々的な改正になっちゃうんですね。</p>
<p>佐藤 委員長</p>	<p>はい。理念と原則を変えると大幅な改正になります。 それでは、ただいま、原則のままでいいという意見も出ましたので、そのようにしたいと思いますが、みなさまいかがですか。</p>
<p>各委員 委員長</p>	<p>はい。 全委員に賛同していただきましたので、そのように取り扱いさせていただきます。よろしく願いいたします。</p>
<p>佐藤</p>	<p>続いて整理番号4の案について事務局の説明を求めます。 整理番号4番について審議のポイントをお伝えします。 見直し箇所は、第11条の次に第12条を新しく設け、以下繰り下げとする。 地域の振興は、商工業の発展や経済の活性化のみに依存するものではない。 市の活性化・振興には、文化芸術の発展振興がなければ、その発展・振興は空虚なものとなる。具体的見直し案としては、(文化芸術振興の原則)第12条 市民、議会及び市は、地域文化及び芸術の保全保護・振興に努めることを原則とする。第8条と重複する記述となるが、文化・芸術の重要性を考えれば、ここで更に規定することが望まれる。との御提案でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>ポイントは、文化・芸術の重要性を理念条例に加えるべきかどうか。 提案された委員の熱い考えを感じさせられた御意見でありました。 実際の見直しとすれば、施行からこの4年半までの間に文化芸術振興が条例を取り巻く環境の中で別に規定を必要としてきているかということになります。 また、提案者自身「具体的見直し案」の中で言及しておりますが、第8条に「文化、歴史、伝統等の活用」については規定がされている中で追加規定が必要かどうか、この点についても着目して採用の可否を御検討いただきたいと存じます。 ただいま、事務局より説明がありましたが、各委員には、本案の採用についてお気づきの点、ご指摘の点等がございましたら、ご意見をいただきたいと思います。 これ、12条に加えたら、8条に影響は出ます。</p>
<p>佐藤 小菅課長 三枝委員</p>	<p>はい8条にも波及はします。 8条の方が大きいと思います。現在は文化伝統を尊重するで終わっているんですね。 8条の中には、文化の保全保護振興を含んでいるんじゃないかと思います。わざわざわけて書く必要はないと思うんですかね。</p>
<p>浜本委員 小菅課長</p>	<p>地域文化の定義を教えてくださいたいと思います。 これは、昔からきている伝統文化だけではなくて、今生きている私たちが作られた文化</p>

第2回羽生市まちづくり自治基本条例委員会議事録

H26.10.31 201 会議室

趙委員	<p>も地域文化、すべて含めて地域文化だと言ってるんだと思います。もしかすると、新しいゆるキャラなんかも地域文化に含まれると思います。</p>
蜂須委員 委員長	<p>8条と提案された12条は、別のもの考えた方が良くと思います。</p> <p>5年前はゆるキャラという伝統祭りはなかったわけなので、8条の2つという手法であれば条ずれを起こさないの、これは技術的な話ですけど、分けた方がいいですね。</p>
小菅課長	<p>非常にいい提案だと思うんで、前向きに考えた方がいいと思うんですよね。</p> <p>これは、8条に書いてあることをよりつつこんで書いてくださいっていう趣旨であれば、先生がおっしゃったように8条の2で作ることは可能なんですよね。</p>
趙委員	<p>先生、8条の2と作った場合、8条の見出しは地域尊重ですけど、その場合は、見出しはどうなるんですかね。</p>
副市長	<p>地域尊重と文化芸術尊重は別なんですけど、8条も修正して8条の2で見出しを入れる方法を取れますから。</p> <p>ただ、矛盾点が発生しないように注意すべきです。でも本当いい提案ですよ。</p> <p>提案理由を見ると8条と同じですが、見直し案を見ると8条とは異なるので難しいですね。</p>
趙委員 委員長	<p>事務局におまかせするので良いのでは。</p> <p>8条が長くなってもいいんじゃないですか。</p>
小菅課長 三枝委員	<p>では、まとめる方法で。</p> <p>8条に書き込めばできそうな気がしますね。例えば歴史伝統等の振興や継承を図りながらその特徴を活かしながら地域振興を図るって言うので、見出しは地域尊重の原則で良いと思います。見出しは変わらずに振興や継承を入れることはできる気がします。</p>
小菅課長 蜂須委員	<p>8条前段に御提案の言葉を入れることができると思います。</p> <p>地域文化及び芸術の保全保護・振興に努めることを原則とする。この文が欲しいんですよ。これを8条に入れることによってどう8条をいじるかだと思うんですよね。</p>
委員長 小菅課長	<p>じゃあ、この件については、事務局にお願いするっていうことで。</p> <p>まず、8条の2として御提案の意見を入れるということと、もう1つは8条の前段の文言を修正しながら入れ込むっていうことでよろしいでしょうか。</p>
委員長 各委員	<p>では、みなさんそのようなやり方でよろしいでしょうか。</p> <p>はい。</p>
委員長	<p>全委員に賛同していただきましたので、そのように取り扱いさせていただきます。よろしくお願いたします。</p> <p>続いて整理番号5の案について事務局の説明を求めます。</p>
佐藤	<p>はい。それでは、整理番号5 について事務局より審議のポイントを申し上げます。</p> <p>第11条の前又は後に条を加える。理由としましては、急速に進む高齢化社会に対応するため。具体的見直し案は、市民、議会及び市は、高齢化が急速に進む時代に対応すべく、その支援体制（策）を講じなければならない。とのご提案でございました。</p> <p>例施行時 H22.4.1時点高齢化率=21.95%、H26.10.1=25.54%と比較すると確実に高齢化率は上がっております。</p> <p>高齢介護課から提供を受けた高齢化率予測 5年後で28.5%</p>

第2回羽生市まちづくり自治基本条例委員会議事録

H26.10.31 201 会議室

	<p>20年後で33.3%との数字もございます。施行後5年を迎える中で、条例が直面している課題といえば高齢化社会への対応と言ってもよいため、新条例に改正を盛り込むことは、なじむ提案である。仮に提案を採用するとしますと、盛り込み先が問題となる。盛り込み先としては、高齢者や要支援者を支援する原則とすれば＝2章 高齢者や要支援者を支援することを市の責務とすれば＝5章 高齢化社会対応を市政運営の原則とすれば9章となります。</p> <p>まず、本提案を採用するのか否か、仮に採用であればどの章に加えるべきか、その点を審議のポイントとして進めていただきますようお願い申し上げます。</p>
委員長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、各委員には、本案の採用についてお気づきの点、ご指摘の点等がございましたら、ご意見をいただきたいと思ひます。</p>
小菅課長	<p>11条が子供の健全育成となっておりますので、入れるとすれば・・・ 12条に入れてしまうと以下条ずれを起こしますので、11条の2という方法もあります。</p>
委員長	<p>まずは、この意見を採用するか否かですよね。</p>
三枝委員 趙委員	<p>子供があるのであれば、高齢者、弱者があってもいいのかなと思ひますけどね。 私の記憶では、5年前は高齢化社会を入れるなら少子化をどうするんだとか意見がでまして、子供の健全育成にしぼった経緯があります。もしここに入れるとすればそれはいいんですが、高齢化社会と子供の健全育成は分けて考えた方がいいと思ひますよ。</p>
田沼委員	<p>先ほど趙先生からお話がありましたが、確かこの子供の健全育成は、羽生市独自のもので、あえて規定したかなと記憶しておりまして、高齢化社会も総合振興計画等で位置づけはしているんですけども改めてたとえばコミュニティの中に規定してもいいのかなと私は思ひました。</p>
小菅課長	<p>そもそもこの条例は、市民はということで全市民を対象にしているんですけども、羽生市は子供だけを特化だけをという趣旨で作ったわけなんですかね。</p>
田沼委員	<p>8条から11条なんかは正に羽生市のみので条文だと思ひます。蜂須委員もいらっしゃいましたが、子供については、特に議論された記憶があります。</p>
委員長	<p>高齢化率が上がることを鑑みれば、子供と高齢者の規定で作るのがいいんじゃないですかね。仮に入れるとすれば第2章ですかね。</p>
趙委員	<p>羽生市は高齢化はそんな進んでいるんですかね。</p>
三枝委員	<p>全国的に見るとそうでもないんですが、埼玉県で見ると高いんですよ。もう少しすると逆転しますから。東京の方が上がってくると思ひます。</p>
趙委員	<p>他の見直し会議に参加させていただいて思うのは、新しいものを入れるってとても難しいと思ひますよね。</p>
蜂須委員	<p>どうなんですかね、自治基本条例に高齢化社会は入れるべきなんですかね。 私も高齢化社会だけを見て自治基本条例に入れるのは悩むんですよ。実際、高齢化社会に対しては、別に地域福祉計画とか他で分厚いのを定めてるんですよ。ですから、あえて項目を起こして追加すべきなのかって思ひますよね。基本原則の条例に高齢化だけと捕らえて入れるのは難しいと思ひます。 子供は、これからの世代を作り上げていきますからね。</p>

第2回羽生市まちづくり自治基本条例委員会会議事録

H26.10.31 201 会議室

趙委員	どちらかといえば少子化社会への対策の方が上ですから、どちらを入れるかっていいますと、蜂須委員と同じ考えを持っています。
副市長	たとえば18条で市長の責務として計画を立てて少子高齢化社会に対応するってことで読めてしまうんじゃないかなと思います。
増田委員	市としてこう進めるっていうのは、総合振興計画っていうのがあるんですよね。その中におそらく、高齢化社会に対応する方法が書いてあると思うんですよね。それを見れば高齢化社会の対策を網羅しているということで、この問題は、総合振興計画でカバーできると思います。
委員長	高齢化の問題は、今回条例に入れることなく別のものでカバーするということが良いですか。
増田委員	高齢化社会を取り入れますと、身体障害者はどうするんだとか、女性の活用とかもっと細かい話になってしまうと思うので、それは総合振興計画で網羅されているかと思うんですよね。
委員長	では、整理番号5につきましては、取り上げることは否ということによろしいですか。
各委員	はい。
委員長	全委員に賛同していただきましたので、そのように取り扱いさせていただきます。よろしくお願いいたします。
	続いて整理番号6の案について事務局の説明を求めます。
佐藤	はい。それでは整理番号6について事務局より審議のポイントをお伝えしたいと思います。13条に項の追加のご提案です。 まちの防災・減災への積極的関わりをもち、自助力・共助力を高めたい。 地域防災は、まちづくりの大きなテーマとなった。行政が行う公助には自ずと限界が生じると共にスピード感に欠ける。 自助と共助は、市民の責務と言える。 具体的見直し案として13条に4項を追加して 市民は、防災・減災に努め、自助及び共助の実行者として努めるものとする。 審議のポイントですが、施行から現在の間で経験した東日本大震災。被災で生まれた「自助」「共助」「公助」の用語は、この5年間の特徴ともいえます。自助・共助による防災意識を高める規定を盛り込むことは、高齢化社会への対応同様なじみます。ただし、本提案では、第13条「市民の責務」に加える案であるが、整理番号17では、第37条「危機管理」に加える案が、両委員から出ているので、まず採用の可否と、採用であれば盛り込み先の検討をお願いします。
委員長	これも、市の防災マニュアルがありましたよね。
田沼委員	あります。
委員長	そちらで読み込むってことにしますか。
小菅課長	第37条で危機管理、市の責務なのでこれは公助にあたると思うんですよ。 震災で公助は行政の責務で、大切なのは、自助・共助ということなんですよ。 自分のことは自分で守りなさいよ。周りの人で助け合いなさいよ。最終的に公助はいくけれども1週間から10日かかってしまうから助け合いなさいよ。この考えを入れてほ

第2回羽生市まちづくり自治基本条例委員会会議事録

H26.10.31 201 会議室

蜂須委員	<p>しいという提案だと思うんですけども。</p> <p>今、震災の検証が進められてますけど、自助・共助の精神をしっかりとやっていたところとは被害が少なかったというのがありまして、そういう意味では、市民の責務に入れるということは、ある意味タイムリーな発想だとは思うんですよね。</p> <p>ですから市民の責務が現在1, 2, 3とあって、その次に入れてもいいのかなと私は思うんですよね。</p>
委員長 三枝委員	<p>市民と考えれば4ですよね。</p> <p>私も入れるのであれば4項かと思うんですよね。危機管理だと、防災だけじゃないと思うんですよ。情報の危機管理とかね。ですから天災だけのことでいうのであれば4項でいいと思うんですよね。</p>
増田委員 委員長 小菅課長 委員長	<p>13条の4がいいんじゃないんですか。</p> <p>整理番号6については13条の4に加える方法で事務局でお願いします。</p> <p>委員長 休憩をいれましょうか。</p> <p>午後3時を過ぎましたら、10分間の休憩をとりたいと存じます。</p> <p>ここで10分間の休憩を取りたいと存じます。</p> <p>ただいま3時10分ですので3時20分までに改めてご着席くださいますようお願いいたします。</p> <p>休憩後は、整理番号7番から審議を再開いたします。</p> <p>それでは、休憩といたします。</p>
委員長 佐藤	<p>～10分間休憩～</p> <p>それでは、審議を再開いたします。整理番号7の案 について事務局の説明を求めます。</p> <p>はい。それでは整理番号7番。第14条に事業者の責務を追加するご提案です。</p> <p>具体的な見直し案は、地域社会との調和を図るとともに、商工団体などに加入し、公益的な活動に とあります。</p> <p>審議のポイントですが、商工会という特定の「任意団体」に加入を義務付けることは、理念条例に盛り込むことは、なかなか難しいと考えます。</p> <p>しかし、加入という用語を使わず別の用語、たとえば「事業者間の連携協力」のような形で表現すれば、見直すこともできると思います。</p> <p>採用の可否とともに、仮に採用であれば盛り込む用語まで御検討いただきたいと存じます。</p>
委員長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、各委員には、本案の採用についてお気づきの点、ご指摘の点等がございましたら、ご意見をいただきたいと思います。</p>
荒木委員	<p>これは私が出した案なんですけれども、商工会そのものは県知事から認可を得ている組織なんですよね。昔はかなりの業者が加入してまして、組織率が70%ほどあったんですけれども、時代が経つごとに他からの大型店、専門店が参入してきております。</p> <p>このままだと商工業者が衰退してしまうと。この条例の中に商工団体への加入を盛り込んで、街の活性化につなげていきたい。こう考えたわけです。</p>
趙委員	<p>荒木委員の気持ちは十分わかります。問題は、事務局が話したように任意団体に加入を強制しなければいけない条文を入れた場合、仮にそれでも加入しなかった場合は制裁事</p>

第2回羽生市まちづくり自治基本条例委員会議事録

H26.10.31 201 会議室

荒木委員 趙委員	<p>項を入れるのかどうか。</p> <p>加入を強制しなくても自主的に参加できるような組織づくりにした方がいい。なかなか難しいとは思いますが。</p> <p>義務を課すということは、自由権の侵害という問題も出てきます。法律論的に詰めていかなければならないと思うんですね。</p> <p>加入しなければならないとすると、義務を課すことになったわけですね。</p> <p>そうです。義務違反に対し制裁を加えるのか、そこまで考えないといけないわけです。仮に加えると自治基本条例が自由権を侵害するののかという話にもなります。</p> <p>たとえば土地区画整理組合であれば、全員が加入しなければならないとなっておりますが、それは法律がそうなっているわけですね。</p> <p>自治基本条例に加えたら、ある意味新しい条例にはなりますけれどもね。</p>
荒木委員 趙委員	<p>私がこの提案を出したのは、義務違反までは考えていなかったです。</p> <p>商工団体以外にも任意団体はあると思うんですね。自治基本条例に商工会を入れたら他の任意団体、たとえば自治会なども加えないといけないことになっちゃいますからね。</p>
蜂須委員 小菅課長 委員長	<p>私も事務局と趙先生がおっしゃったとおり、なかなか加えるのは難しいと思いますね。</p> <p>いつも事あるごとに商工会ということでお世話になっておりますが、この時ばかりは任意団体ということで、申し訳ございません。</p> <p>自治会も加入を強制して裁判で負けてますからね。</p> <p>その他の意見ございますか。</p> <p>意見も特にないようですので、趙先生がおっしゃったようなことも考えられますので、この案については否ということでもよろしでしょうか。</p>
各委員 委員長	<p>特にありません。</p> <p>全委員に賛同していただきましたので、そのように取り扱いさせていただきます。よろしく願いいたします。</p>
佐藤	<p>続いて整理番号8の案について事務局の説明を求めます。</p> <p>はい。それでは整理番号8 第17条に加える 議員の資質の問題に対するご提案です。議員は、政治理念新念に基づき、議会議案等に関する事を定期的に、市民に知らせ、また市民の意見を尊重し、議員活動に反映させなければならない。という条文の追加でございました。</p> <p>本提案は、審議に入る前に御説明した、個別具体的規制になるのかなあと感じます。したがって、理念条例よりは個別法や個別条例での規定がふさわしいものであります。参考までに申し上げますと地方自治法＝議会の規律尊重、羽生市議会会議規則＝議会の品位向上 についてすでに義務規定があります。</p>
委員長	<p>同時に本条例の中でも第17条ですでに議員の責務は4項にわたって課せられています。これらの現状をふまえ、採用の可否について御検討いただきたいと存じます。</p>
蜂須委員	<p>はい。ただいま、事務局より説明がありましたが、各委員には、本案の採用についてお気づきの点、ご指摘の点等がございましたら、ご意見をいただきたいと思っております。</p> <p>よろしいですか。私もその一員ですから、過去においても現在においてもと言われます</p>

第2回羽生市まちづくり自治基本条例委員会議事録

H26.10.31 201 会議室

	<p>と、私が過去何をしたのか、スピード違反で捕まったりとかあるわけで、あとは選ぶ人の問題もあるわけですね。そういう人でもいいんだと選ぶ人の問題、あとは投票率も半分の人が投票にいかない。そういう現状の中で選ばれた人、最近ではテレビで泣きじゃくっている人もいますが、そういうのは例外中の例外でね、基本条例の中でこういう盛り込みをするのは問題だと思います。</p> <p>私自身の身を守るわけではありませんが、現実的ではないかと思います。</p>
三枝委員	<p>この提案は、議員さんに対しての意見だと思うんですけども、場所によっては議会の方で倫理条例みたいのを作っているところもあるんですね。ですから、そういったところで担保できると思いますので、あえて付け加えなくても、議会のほうで対応ということで良いかと思います。</p>
委員長	<p>蜂須さんにお聞きしたいんですけども、以前自治会との意見交換会で、羽生市議会自治基本条例を作るっていうお話はどうなりましたか。</p>
蜂須委員	<p>残念ながら議会自治基本条例は、止まっている形です。やはり全員が同じ考えを持っているわけではなくて、一部の反対もあります。無理に制定しても実態が伴わないのでは意味がなので、勉強会とかはやってます。腰が重い方もいらっしゃるので会議はストップしています。</p>
委員長	<p>私はどの会派にも所属しておりませんので、勝手にやるわけにもいかないのですが、今日このお話はお預かりさせていただいて、斉藤（議員）さんにもお話しさせていただきます。いつまでという期限を切ることはできないんですが、決して忘れてはおりませんので、もう少しお時間をいただきたいと思います。</p>
蜂須委員	<p>意見交換会で素案は見せてもらったのですが、これはいいなと思ったんですね。議会の基本条例が鳴りをひそめてしまったのでお聞きしました。</p>
委員長	<p>議会がその責務としていつか制定したいと思っております。</p>
蜂須委員	<p>それができることを期待しております。</p>
各委員	<p>今の事務局の説明でいきますと、他に法規があると。そっちでカバーすればいいんじゃないかと。その考えでよろしいですか。絶対入れて欲しいっていう方いらっしゃいますか。</p>
委員長	<p>他の規約でやってもらうと。そうすると整理番号8・9・10そこまでいっちゃいますか。</p>
蜂須委員	<p>はい。</p>
委員長	<p>全委員に賛同していただきましたので、そのように取り扱いさせていただきます。よろしく願いいたします。</p>
蜂須委員	<p>政務調査費、今は政務活動費ですが、羽生市も出てまして、県内では最低なんですけど、残念ながら、それを閲覧したいという方がいらっしゃらない。やはり市民の意識として旨味を吸ってるんじゃないかと思うだけじゃなくて、社会的風潮として、議員の資質をしっかりと市民に見つめてほしいと思うんですね。</p>
委員長	<p>続いて整理番号11の案について事務局の説明を求めます。</p>
佐藤	<p>はい。それでは整理番号11 第18条に項を加える 市政報告会での発言との兼ね合い。市長は、任期半ばと終了前に、市政に対する実績や評価を市民に明示しなければな</p>

第2回羽生市まちづくり自治基本条例委員会議事録

H26.10.31 201 会議室

	<p>らない。このような規定を追加してはどうかというご提案です。</p> <p>こちらは市長に対し情報公開の責務を追加する意見なのかなと考えております。</p> <p>すでにこの条例の中では、3条にわたり市に責務を課しております。</p> <p>具体的には「市長を除く執行機関」には第19条第2項第2号において、「市」に対しては第7章において、そして「市政運営の原則」では第9章第34条において「説明責任」として規定あります。</p> <p>本案採用の可否にあたって、仮に採用するとすれば、第18条「市長の責務」に項を追加する必要があるとは思いますが、「市長」に特定して責務を追加すべきかに着目して、審議いただきたいと存じます。</p>
委員長	<p>はい。ただいま、事務局より説明がありましたが、各委員には、本案の採用についてお気づきの点、ご指摘の点等がございましたら、ご意見をいただきたいと思っております。</p>
蜂須委員	<p>市長も毎年1度市政報告会をやってますよね。一定的な数字を示しておりますので、現実的には条例で謳うのであれば、どこまで謳うかってことになりますけれども、すでに実施しているので、私はご指摘には当たらないのかなあと思っています。</p>
委員長	<p>18条のところ、7まで市長が、市長がとありますよね。これを追加すると切りがないですかね。</p>
増田委員	<p>5章で十分だと思います。</p>
委員長	<p>意見もないようですので、この件につきましては、これはいらないということでしょうか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
委員長	<p>全委員に賛同していただきましたので、そのように取り扱いさせていただきます。よろしくお願ひいたします。18条で対応できると。</p>
委員長	<p>続いて整理番号12の案について事務局の説明を求めます。</p>
佐藤	<p>はい。それでは整理番号12 第20条に項を加える。とのご提案です。今度は職員に対しての責務の追加となりますが、具体的見直し案では、市に対する市民の信頼を損なう行為をした職員は、すみやかに退職しなければならない。もちろん退職金も辞退する。とのご提案でございます。市民目線の御意見でございますし、信用失墜行為をした職員に対する感情は当然のことでございます。一方で職員に対する規定は、各法令、条例等に規定あります。</p> <p>具体的には信用失墜行為に対する取扱いは、「地方公務員法」、また羽生市条例でいくと「羽生市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例」、「羽生市職員懲戒審査委員会規則」、「羽生市職員の懲戒処分の指針」及び「羽生市職員の懲戒処分の公表基準」によって複数の法令例規にわたって個別に規定されている。</p> <p>改めて個別に最高法規に盛り込むことは必要かどうか、この点について御検討いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。</p>
委員長	<p>はい。ただいま、事務局より説明がありましたが、各委員には、本案の採用についてお気づきの点、ご指摘の点等がございましたら、ご意見をいただきたいと思っております。</p> <p>これも前の整理番号と同じで議員は議員であるし、市長は市長で規定があるし、職員のみなさまがいると委員も発言しづらいと思っておりますが積極的な意見を求めます。</p>

第2回羽生市まちづくり自治基本条例委員会議事録

H26.10.31 201 会議室

浜本委員	委員長。あえて条例に盛り込む必要はないかと思えます。
蜂須委員	倫理規定の問題ですよね。過去不祥事があって退職金の返納について法律家にも相談したんですけども、たとえ返納しなさいと言ったところで何の強制力もないと。逆に反訴されてしまう恐れもあると。今の法制度では何もできない。ご本人の意思によって守られているということです。
田沼委員	われわれは地方公務員ですから、地方法務員法があるんですよね。さらに税務課の職員は地方税法によりもっと細かい規定で加重されております。まあこういった他の規定がありますので、必要があれば適用します。必要に応じてですけども。ですからもう十分かと。網羅されているものと認識しております。
小菅課長	自治基本条例という目標を掲げているものに細かく入れていいのかなあと思うところはあります。公務員としてでなく、一般の市民として考えます。
委員長	副市長も同じ考えですよ。
副市長	退職とかは、細かく規定がされているわけですので、それに基づいて取り扱われることで、ここで個別に条例に入れることではないかと思えます。
蜂須委員	市民感情としては、理解できるんだけど、法的には罰するのが目的ではなくて、守るとというのが目的ですので、これを基本条例に入れるとなると、羽生市は法律を上回るもの作ったのかいということになりますんでね、それは難しいと思えます。
委員長	この件につきましては、みなさんのご意見をお伺いしますと、取り入れることはしないということによろしいですか。
各委員	はい。
委員長	全委員に賛同していただきましたので、そのように取り扱いさせていただきます。よろしくお願ひいたします。
佐藤	続いて整理番号13の案について事務局の説明を求めます。
	はい。それでは整理番号13 第22条に項を加える。とのご提案です。
	提案の趣旨としましては、当該条文であっても、子どもの安全・安心は担保できるものと広義には解釈できる。との考えもある。しかし、それでも、第2項に子どもの安心安全のために条項を追補したい。との熱いご提案でございました。具体的見直し案としては、いじめ及び児童虐待及び交通事故等の防止に努め、子どもの安心安全のための施策を講じるものとする。子どもの命を守るという強い意志表現が望まれる。とのことでございます。
	すでに第11条で子どもの健全育成について規定されていることを御承知の上であえていただいた御提案であります。
	実際に第11条及び第22条における「子どもの健全育成」で読み込むことは可能であるが、施行後5年を経て子どもに対する事件事故は目立ってきていることも事実です。施行後時代の流れにより、「敢えて」別規定するかどうかについて着目いただき、御検討いただきたいと存じます。
委員長	子どもの件につきましては、さきほど議題に出てきましたが、みなさまのご意見をお伺いします。
三枝委員	事務局に確認したいんですけど、コミュニティの中に子どもの健全育成が入っているの

第2回羽生市まちづくり自治基本条例委員会会議事録

H26.10.31 201 会議室

田沼課長	<p>はどういうことだったか教えてもらえれば。</p> <p>コミュニティの位置付けは、少子高齢化社会が進行する中で、次の世代の羽生市民となる子どもを地域のコミュニティと市民及び市が守り育てていく仕組みや環境作りを行うということなんですね。</p>
委員長	<p>なるほど。コミュニティの中の子どもの健全育成と。11条については子どもさんそのものを守っていくと。なおかつ22条でこういった提案を付け加えたらどうかと。そういった意見ですね。</p>
副市長	<p>22条に別に規則等で定めるところによりと書いてありますので、そこで具体的な規定を書いておけばいいと思いました。</p>
三枝委員	<p>これは、子どもを地域で育てましようというのが発想の原点だと思うんですよね。だけで、別に規則が定めるところで子どもが育つかといたらそうじゃないと思うんです。あえてこの条があるのが不自然かなと思うんですよね。</p>
趙委員	<p>提案の趣旨が伝わりません。この条文は主語がないんですよね。これは責任をあいまいにするためにあえて入れなかったのかもしれないんですけども。</p> <p>市民は施策を講じないですよ。するものとするという表現は、原則とする意味合いですから、比較的強いんですよ。</p>
委員長	<p>そうすると、するものとするというのは強い表現・・・</p>
趙委員	<p>一番強いのがしなければならいので、次に強いのがするものとするになるんですよね。</p>
委員長	<p>では、しなければならいのが must で、するものとするが shall be と。</p>
趙委員	<p>英語にする意味はわかりませんが、そういうことです。</p>
蜂須委員	<p>それでも子どもの安心安全を追補したいということですから、それを強く持っていこうというそういう趣旨だとは思いますが、11条で包括的に読むこともできますよね。</p>
委員長	<p>他に意見がないようでしたら、この件については、事務局に一任します。</p>
蜂須委員	<p>知恵を絞ってもらって。</p>
小菅課長	<p>11条で、大きく育てよと子どもたちに言ってまして、その後第6章でいじめや児童虐待が入ってくると、やっぱり高齢者もってことになってしまうので、事務局としては、大きく自治基本条例で取り上げて、細かいことは個別条例でいいと思うんですよね。</p>
趙委員	<p>お母さんの立場で意見をどうですか。</p>
浜本委員	<p>そうですね、理念はとても理解できるとは思うし理解もできるんですが、自治基本条例に入れるかどうかって言われますと、私は入れなくてもいいんじゃないかなって思います。第11条と第22条もありますし、児童虐待の問題は貧困の問題が絡んでくるんですね。児童虐待と交通事故と例が挙げられています、この文だけで表現しきれない問題ではないと思います。11条という羽生市独自の他の条例にはない規定に込められていると感じます。</p>
委員長	<p>整理番号13条の件につきましては、第11条及び第22条に含まれていると考えられるということでしょうか。</p>
各委員	<p>はい。</p> <p>全委員に賛同していただきましたので、そのように取り扱いさせていただきます。よろしく願いいたします。</p>

第2回羽生市まちづくり自治基本条例委員会議事録

H26.10.31 201 会議室

佐藤	<p>続いて整理番号14の案について事務局の説明を求めます。</p> <p>はい。それでは整理番号14 第22条に項を加えるということで、さきほどの13番と次の15番、すべて22条に関してのご提案となります。現代社会における「携帯、ゲーム機、スマホ」等の依存症の多発問題に対しまして、具体的見直し案は、「携帯、ゲーム機、スマホ」等の依存症にならない為に1日当たりの使用適正化条例を検討ということでございます。さきほどもありましたとおり第11条と第22条子どもの健全育成で読み込むことができないかどうか、これが審議のポイントになろうかと思えます。また、付随しまして携帯、スマホ、ゲーム機といった具体的規制というのは、理念条例で謳うよりは、個別条例で謳う方が望ましいと、事務局としては採用には消極的案をのべさせていただきたいと思えます。</p> <p>あえて個別規制を加えるかどうか、その辺に着目して審議のほどよろしくお願ひします。</p>
委員長	<p>はい。ただいま、事務局より説明がありましたが、各委員には、本案の採用についてお気づきの点、ご指摘の点等がございましたら、ご意見をいただきたいと思えます。</p> <p>これ、内容が具体的すぎません。</p>
蜂須委員	<p>これは、理念条例に入れるべきことではないと思えますね。家庭でのしつけの問題でもありますし、何年か後には携帯、ゲーム機、スマホがなくなっているかもしれませんね。まあその時その時で大変となったではないですけど、最高規範に入れることは、私はいかがかなあと思えます。</p> <p>適正化と言っても時間を規制するのか、場合によっては家族によって一切触らせないというところもあるでしょうし、よそのうちのことまで差し入って規定するのはよろしくないと思えますよ。</p>
委員長 各委員	<p>この件については、いらぬですかね。</p> <p>はい。</p> <p>では、この見直し案については、いらぬと、そういうことで参ります。</p>
佐藤	<p>続いて整理番号15の案について事務局の説明を求めます。</p> <p>はい。それでは整理番号15 第22条に項を加えるということでございます。最近多い親の子どもへの虐待事件の防止や子どもに社会ルールを教示する目的で本案提案をいただいております。具体的見直し案は、第2項として</p> <p>コミュニティ、市民及び市は、関係団体と連携しながら、親の子どもへの接し方などを啓発し、事件、事故を防止する事に努める。とのことでした。</p> <p>すでに11条、22条の部分でこの提案内容を読み込めないか、その辺が審議のポイントになろうかと存じます。施行後5年が経過して、現在の表現では不足しているのかどうか、その辺に着目していただきましてご審議願ひます。</p>
委員長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、各委員には、本案の採用についてお気づきの点、ご指摘の点等がございましたら、ご意見をいただきたいと思えます。</p> <p>これも似たような案ですよ。</p>
荒木委員 副市長	<p>この健全育成っていうのは、親を教育しようっていう意味なんですか。</p> <p>子どもの健全育成の中に親が子供を虐待しないっていう意味も含まれるかなあ。</p>

第2回羽生市まちづくり自治基本条例委員会議事録

H26.10.31 201 会議室

増田委員 委員長 各委員 委員長	<p>22条で対応可能と思いませんか。</p> <p>では、整理番号15については、採用は無と、そういうことでご同意いただけますか。</p> <p>はい。</p> <p>全委員に賛同していただきましたので、そのように取り扱いさせていただきます。よろしくお願いたします。</p> <p>続いて整理番号16の案について事務局の説明を求めます。</p>
佐藤	<p>はい。それでは整理番号16 第22条のあとに1条を加えるということでございます。条例によって、この方々高齢者、要援護者が守られる。</p> <p>このことによって、財政負担が増える？とご心配をいただきながらご提案をいただいております。具体的見直し案は、コミュニティ、市民及び市は、関係団体と連携しながら、高齢者や要援護者が、安全で安心な暮らしと安らぎが享受出来るよう取り組まなければならない。このような条文を1条加えたらどうかというご提案でした。さきほど整理番号5のところ、高齢化社会に対する対応は見送りとなっております。本提案につきましても、対象は高齢者や要援護者となっております。同じ審議内容でよろしいかどうか、その辺を審議のポイントとしてご検討くださいますようお願い申し上げます。</p>
委員長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、各委員には、本案の採用についてお気づきの点、ご指摘の点等がございましたら、ご意見をいただきたいと思います。</p>
増田委員 委員長 蜂須委員 増田委員	<p>これもまちづくり総合振興計画に盛り込まれていますね。</p> <p>そうですね、さきほどの提案が否で、こちらが可ですというのも変ですよ。</p> <p>提案については、どの項目で盛り込んだらいいかなって思うんですよ。</p> <p>総合振興計画では、健康で希望に満ち溢れたまちづくり、高齢者支援の推進・・・だいたいカバーできている気がします。</p>
委員長 蜂須委員	<p>蜂須さんの言うとおりの、どこに入れるかってこともあるんですよ。</p> <p>コミュニティなのかなあとも思いますし・・・</p>
三枝委員	<p>蜂須議員がおっしゃることで言えば、まちづくりの基本原則のことなんだと思うんですよ。それは、地域福祉ということで、地域ごとに助け合っていくんだというのが、これからの課題で、まちづくりの基本の中にあるのだと思うんですが、コミュニティに子どもの健全育成があるのがおかしいと思うんです。地域福祉という概念は確かにあるんですが、この地域福祉という言葉で、子どもも要援護者も高齢者もみんな網羅できちゃうんですよ。その中に減災とか防災とか全部含まれちゃうんですよ。</p>
委員長 趙委員	<p>これ、採用はしないということでもよろしいでしょうか。</p> <p>ほかの見直しを手伝っておりますが、羽生市ほど細かいところはないんですよ。</p> <p>ほかは、もっと簡単なものです。憲法ということで、そんなに細かく書いていないんですよ。その下で規則などで定めるようにしているんですよ。</p>
委員長 蜂須委員	<p>では、採用は否ということで委員のみなさまよろしくお願いたします。</p> <p>考え方としてですけれども、さきほどのナンバー5と同じように、市のその他の条文の中でこれらの精神を活かしていければいいと思うんですよ。全く無駄なものということではなくて。</p>
委員長	<p>それで4時30分ですね。</p>

第2回羽生市まちづくり自治基本条例委員会会議事録

H26.10.31 201 会議室

ただいま整理番号16の案が終了し、審議の途中ではございますが、私から1つ提案が
ございます。ここまで会議時間も大変長期化しております。

当初の見直しスケジュールでは、開催会議は3回とされておりましたが、無理に3回で
収めることにこだわらず、今回の具体的見直し議題は2回に分け、別に1回、追加開催
すべきと考えますが、みなさまのご意見はいかがでしょうか。

もうこの時間で途中ですから、3回ですとかなりハードなスケジュールになりますの
で、みなさまもう1回増やすということによろしいですか。

各委員
委員長

はい。

それでは、本日の会議は、整理番号16番までの見直しまでとさせていただきます、以降の
審議につきましては、第3回委員会での継続議題としたいと存じます。

次第4 その他

委員長
浜本委員

次に次第4その他でございますが、委員から何かご質問がございますか。

昨日朝日新聞で、自治基本条例の記事が載っておりましたが、羽生市における状況につ
いてその辺事務局どうなんですか。

佐藤

はい。新聞をご覧になった方とそうでない方がいらっしゃると思うんですが、内容的
には否定的なもので、そういうフォーラムのようなものが開催されたと。本日資料とし
てご用意はさせていないのですが、羽生市としては5年目を迎えて見直しするタイミン
グですので、このスタンスは変えられないですよ。条例の中で見直しすることと謳っ
ているわけですから。ですから、新聞の意見は気にせずですね、進めていけたらいい
なと思っております。

また、新聞にもありましたが、いまいち条例が浸透していないかと。ですから事務局と
しましては、啓発等にも力を入れるべきと十分認識した上で進めていきたいと思ってい
ます。

委員長

その他何かご質問ありますか。

ないようですので、事務局から何かありますか。

佐藤

事務局からの連絡事項でございます。まず、次回委員会の開催日でございます。

みなさまがお集まりになれますよう、平日にこだわらず、土日開催を考えております。

具体的には11月24日(月)の振替休日なのですがいかがでしょうか。

趙委員

斉藤委員も不在ですので、後日決めるということでもいいんじゃないですか。

佐藤

プラザの空き状況によって改めてまた調整させていただきたいと思えます。

委員長

その他何かございますか。

特にないようですので、これをもちまして、議長の責務を終わらせていただきます。

ご協力ありがとうございました。役目を解かせていただきます。

閉会 午後4時40分